

指定管理者の評価結果について

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：津島市中央児童館

所在地：津島市橋町5丁目18番地

設置年：昭和51年

設置目的：児童健全育成を図る

施設内容：構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階建

敷地面積：1,014.00 m<sup>2</sup>

延床面積：649.30 m<sup>2</sup>

主な設備：1階 事務室、控室、遊戯室、体育室、便所、倉庫  
2階 図書室、会議室、第1遊戯室、第2遊戯室、  
集会所、便所

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名：株式会社日本保育サービス

所在地：名古屋市東区葵3丁目15番31号

指定管理者概要：保育所・託児所の設置運営、労働者派遣事業、学童クラブ事業、児童館事業などの保育関連事業を中心に、全国で運営の実績有り

(3) 指定管理業務の範囲

中央児童館管理及び運営に関する業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

## 2 評価結果

### (1) 評価基準

評価項目
<b>I 適正な管理の確保に関する取り組み</b>
(1) 管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none"><li>施設の維持管理が適切に行われているか。</li><li>施設の管理にあたる人員配置が合理的であったか。</li><li>個人情報を守るための対策が十分であったか。</li></ul>
(2) 安全対策、危機管理体制など <ul style="list-style-type: none"><li>事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制は十分であったか。</li><li>防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。</li></ul>
<b>II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み</b>
(1) 施設の利用促進など <ul style="list-style-type: none"><li>目標の利用者数をクリアしたか。</li><li>施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、十分なサービスが提供されたか。</li></ul>
(2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"><li>利用者の意見を反映させる取組みが行われたか。</li><li>利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。</li><li>サービスの質を維持・向上を図る具体的な取組みがなされ、効果があったか。</li></ul>
<b>III 管理経費の安定や低減に関する取り組み</b>
(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） <ul style="list-style-type: none"><li>協定で定めた費用で施設の管理が効率的になされたか。</li><li>施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。</li></ul>
(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫 <ul style="list-style-type: none"><li>施設の管理に係る収支の内容に不適切な点はないか。</li><li>再委託をした業者は、適切な水準で行われたか。</li></ul>
<b>IV 施設の設置目的の達成に関する取組み</b>
(1) 施設の設置目的の達成状況 <ul style="list-style-type: none"><li>施設の設置目的に沿った活用がなされているか。</li><li>施設の設置目的を達成するための取組みがなされ、効果があったか。</li></ul>
(2) 提案内容の達成状況 <ul style="list-style-type: none"><li>事業計画書での主な目標項目について、達成状況はどうか。</li></ul>

(2) 評価結果

評価項目	30年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に関する取組み (1) 管理の実施状況 (2) 安全対策、危機管理体制など	協定書に則り業務の履行に取り組んでいた。 遊具の保守点検等の実施は適切に実施されていた。	2点/3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み (1) 施設の利用促進など (2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上	行事に取り組んだ結果はおおむね好評であった。 年間利用者数としては、微増した。	2点/3点
III 管理経費の安定や低減に関する取組み (1) 指定管理に係る費用 (=管理コスト) (2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫	事務費管理費で軽減が図られた。	2点/3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み (1) 施設の設置目的の達成状況 (2) 提案内容の達成状況	新規行事を実施した。新規行事については、周知方法等、工夫が必要である。	2点/3点
合 計		8点/12点
総合評価		A
[評価の理由]		
<p>I 適正な管理の確保に関する取組み 協定書及び事業計画等に基づく児童館業務は概ね適正かつ円滑に実施されていた。</p> <p>II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み 施設の利用案内・貸館業務・受付対応業務については、概ね適正であった。新規事業に取り組んでいることは評価できるが、参加者をさらに増やすことができるよう内容や周知方法を検討していくことが必要である。</p> <p>III 管理経費の安定や低減に関する取組み 最小限の経費の中で効率的に経費が使用されており、目標や計画どおりの成果があった。指定管理料の管理も適正に行われていた。</p> <p>IV 施設の設置目的の達成に関する取組み 各種行事は計画どおり適正に実施され、利用者の意見から新規事業への取組みも行われているが、一部の方にしか知られていないのが現状である。今後も利用者ニーズの把握に努め、新たな事業や周知方法の改善を期待する。</p>		

## 【評 点】

- 3点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの
- 2点：計画された業務水準を概ね達成したもの
- 1点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの
- 0点：計画された業務水準を達成できなかったもの

## 【総合評価】

- S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。  
（「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上）
- A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。  
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満）
- B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。  
（「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満）
- C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。  
（「0点」が1項目以上ある、または、合計得点が全体の30%未満）